平成24年3月9日

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る 考え方について(回答)

環 境 省

平成24年2月23日に照会のあった標記について、以下のとおり回答いたします。

- 1. 1月27日に提出した環境省回答のうち、「移譲の例外」とすべきとしたものについて、再度検討した結果は以下のとおり。
- (1) 自然公園法、自然環境保全法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事務・権限については、以下の理由により、前回の回答を変更することは困難。
 - ○これらはその大部分が許認可事務であり、個々の申請に応じてケース・バイ・ケースの対応が必要となることから、貴室提示の別紙1中の「大臣同意を要する事業計画の策定」にはなじまない。
 - 〇貴室提示の別紙1中の「法定受託事務の暫定的な拡大」「並行権限行使の活用」によっても、当省が移譲により不都合が生じると考えている国際標準との整合、開発と保護のチェック&バランスの確保、自然保護の専門的知見のある職員配置、外国政府に対する一元的対応等の課題を克服することは困難。
- (2) 土壌汚染対策法については、貴室における「区域外権限行使」の考え方の提示を 待って対応を再検討する。
- 2. 1月27日に提出した環境省回答中の、「国際的な機関の定義」「平成10年の地方分権推進計画における区分」「国際条約との関連」などについての参考資料は、別添1、別添2及び別添3のとおり。
- 3. 1月27日に提出した環境省回答中の、「協働型管理」の具体的な考え方については、別添4のとおり。

IUCN(国際自然保護連合)

- IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) は、1948 年に設立された世界最大の国際的な自然保護機関。"自然を尊び、保全する公平な世界"を目指している。本部はスイスのグラン。
- 160の国家、207の政府機関、961の非政府機関、38の団体が会員となり(2011年12月現在)、 約 10000人の科学者、専門家とともに世界規模での協力関係を築いている。
- 野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、国際 条約等の会議の支援、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援を実施してい る。
- また、生物多様性損失の危機を防ぐ手段として、毎年、「絶滅の恐れのある生物リスト(レッド データブック)」を作成している。
- 日本は、国家会員として加盟しているほか(1995 加盟)、政府機関会員として環境省(1978 加盟)、団体会員として日本自然保護協会・日本動物園水族館協会・WWF ジャパン・日本野鳥の会などの 21 の NGO が加盟。

International Union for Conservation of Nature and Natural Resources

1110 Morges, Switzerland

RESOLUTIONS ADOPTED BY THE TENTH GENERAL ASSEMBLY OF IUCN

New Delhi, India, 1 December 1969.

1. Definition of National Parks

Considering the importance given by the United Nations to the National Park concept, as a sensible use of natural resources.

and considering the increasing use which has been made during these last few years in some countries of the term "National Park" to designate areas with increasingly different status and objectives,

the 10th General Assembly of IUCN meeting in New Delhi in November 1969

recommends that all governments agree to reserve the term "National Park" to areas answering the following characteristics and to ensure that their local authorities and private organizations wishing to set aside nature reserves do the same:

a National Park is a relatively large area 1) where one or several ecosystems are not materially altered by human exploitation and occupation, where plant and animal species, geomorphological sites and habitats are of special scientific, educative and recreative interest or which contains a natural landscape of great beauty and 2) where the highest competent authority of the country has taken steps to prevent or to eliminate as soon as possible exploitation or occupation in the whole area and to enforce effectively the respect of ecological, geomorphological or aesthetic features which have led: to its establishment and 3) where visitors are allowed to enter, under special conditions, for inspirational, educative, cultural and recreative purposes.

Governments are accordingly ${\bf requested}$ not to designate as "National Park":

- a scientific reserve which can be entered only by special permission (strict nature reserve);
- a natural reserve managed by a private institution or a lower authority without some type of recognition and control by the highest competent authority of the country;
- a "special reserve" as defined in the African Convention of 1968 (fauna or flora reserve, game reserve, bird sanctuary, geological or forest reserve, etc.);
- 4. an inhabited and exploited area where landscape planning and measures taken for the development of tourism have led to the setting up of "recreation areas" where industrialization and urbanization are controlled and where public outdoor recreation takes priority over the conservation of ecosystems (parc naturel régional, nature park, Naturpark, etc.). Areas of this description which may have been established as "National Parks" should be redesignated in due course,

2. List of National Parks and Equivalent Reserves

Considering the importance of the work achieved by the International Commission on National Parks at the request of the Economic and Social Council of the United Nations which, in 1959 (Resolution 810, XXXI) asked for the establishment

of a United Nations List of National Parks and Equivalent Reserves.

the 10th General Assembly of IUCN meeting in New Delhi in November 1969

requests the Economic and Social Council of the United Nations to approve the text of the revised and evaluated edition of the List as prepared and published by the International Commission on National Parks in 1967 in French and in 1969 in English and to certify it as an official document sanctioned by the United Nations.

3. Zoological and botanic gardens

Considering the importance to conservation of Zoological and Botanic Gardens or Parks and their educational and scientific values,

the 10th General Assembly of IUCN meeting at New Delhi in November 1969

recommends that many more such gardens should be established. where possible simulating the natural surroundings of the animals and displaying them in spacious conditions, and combining both zoological and botanical collections in biological gardens,

but **further recommends** that such gardens be maintained or initiated only when their scientific or financial support assure adequate standards of animal husbandry and public education.

4. Periyar Wildlife Sanctuary

Whereas the Periyar Wildlife Sanctuary has great scientific and recreational potential and is currently being subjected to pressures of all kinds (tourism, grazing, forestry, uncontrolled burning, poaching),

the 10th General Assembly of IUCN meeting at New Delhi in November 1969

urges the responsible authorities to integrate the various interests involved and place them under the control of one senior administrator and to manage the Sanctuary on a planned, scientific basis so that it is most effectively developed in the interests of Kerala and of the Indian nation as a whole.

5. Reserves in expanding urban areas

Recognizing the importance for research and teaching purposes of nature reserves especially when situated within reach of universities and colleges,

but ${\it recognizing}$ the frequent difficulty of maintaining such reserves in the face of engulfing urban growth.

the 10th General Assembly of IUCN meeting at New Delhi in November 1969 $\,$

 $\boldsymbol{3}_{\text{and}}$ the assistance in this matter of local governmental $\boldsymbol{3}_{\text{and}}$ other authorities, and

地方分権推進計画

別紙1 従前の個別の機関委任事務の在り方(抄)

[環境庁]

(1) 自然環境保全法(昭47法85)

【国の直接執行事務】

・ 自然環境保全地域特別地区内の工作物の設置等の許可等、自然環境保全地 域海中特別地区内の工作物の設置等の許可等、自然環境保全地域普通地区内 の工作物の設置等の届出の受理等の事務(25条~30条:43条及び施行 令8条による委任)

(2) 自然公園法(昭32法161)

【国の直接執行事務】

- ・ 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに 利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関す るもの以外の計画の決定(12条2項)
- ・ 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに 利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関す るもの以外の計画を決定したときのその概要の公示(12条4項)
- ・ 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに 利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関す るもの以外の計画を廃止及び変更するときの概要の公示(13条3項におい て準用する12条4項)
- ・ 国立公園特別地域内の工作物の設置等の許可(17条3項:38条及び施行令25条による委任)
- 国立公園特別地域内の既着手行為の届出の受理(17条4項)
- ・ 国立公園特別地域内の非常災害のために必要な応急措置の届出の受理(1 7条5項)
- ・ 国立公園特別地域内の木竹の植栽又は家畜の放牧の届出の受理(17条6項)
- 国立公園特別保護地区内の既着手行為の届出の受理(18条4項)

- ・ 国立公園特別保護地区内の非常災害のために必要な応急措置行為の届出の 受理(18条5項)
- ・ 国立公園海中公園地区内の広告物の掲出等の許可(18条の2第3項:3 8条及び施行令25条による委任)
- ・ 国立公園海中公園地区内の既着手行為の届出の受理(18条の2第4項)
- ・ 国立公園海中公園地区内の非常災害のために必要な応急措置行為の届出の 受理(18条の2第5項)
- ・ 17条3項、18条3項及び18条の2第3項の規定に基づく国立公園に おける行為の許可に係る条件の付加(19条)
- ・ 国立公園普通地域内の工作物の設置等の届出の受理(20条1項)
- 国立公園普通地域内において届出を要する行為に対する禁止命令等(20条2項:38条及び施行令25条による委任)
- ・ 国立公園普通地域内における届出に係る行為の着手が制限される期間の延 長及びその通知(20条4項:38条及び施行令25条による委任)
- ・ 国立公園普通地域内における届出に係る行為の着手が制限される期間の短縮 (20条6項:38条及び施行令25条による委任)
- ・ 国立公園における違反行為をした者に対する原状回復命令等(21条:3 8条及び施行令25条による委任)
- 国立公園内の工作物の設置者等からの報告の徴収(22条1項)
- ・ 国立公園に係る許可等の処分をするために必要な立入検査(22条2項)
- ・ 国立公園及び国定公園の公園計画の決定等に関する実地調査(32条1項)
- ・ 土地の所有者等に対する国立公園及び国定公園に係る実地調査についての 通知及び意見書の提出の機会の付与(32条2項)
- ・ 国立公園において届出を要する行為をしたとき等の国の機関からの通知の 受理(40条2項)
- 国立公園普通地域内の届出の例による通知があった場合における国の機関 に対する協議の要求(40条3項)

(3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平4法75)

【国の直接執行事務】

・ 特定国内種事業を行う者に対する指示等、管理地区等の区域内への立入りの許可等の事務(30条、32条、33条、37条~41条、52条、54 条:55条及び施行令7条による委任)

(4) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大7法32)

【国の直接執行事務】

・ 国設鳥獣保護区における鳥獣等の捕獲等の許可等 (12条)

有害廃棄物等の越境移動に関する国際条約・国内法規制

1. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

有害廃棄物の輸出入を規制する国際条約として、1992年バーゼル(スイス)で採択。177ヵ国1機関(EC)が批准(2011年12月現在)。

- 有害廃棄物等の国内処理の原則
- 輸出する際の輸出国・通過国への事前通告、同意取得義務
- 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入等の義務
- 移動書類の携帯等



2. 国内法 (バーゼル法、廃棄物処理法)

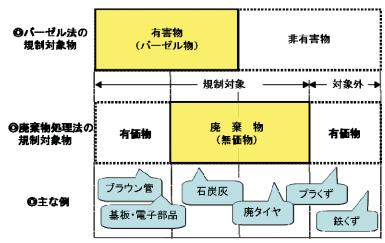
バーゼル条約の国内担保法として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(通称「バーゼル法」)と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)及び「外国為替及び外国貿易法」(外為法)でバーゼル条約に対応。

「バーゼル法の概要】

- 外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得の義務付け
- 上記承認に際しての環境大臣の確認手続
- 移動書類の携帯の義務付け
- 不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令等

[廃棄物処理法による輸出入規制の概要]

- 廃棄物の輸出時の環境大臣確認、輸入時の環境大臣許可の取得義務付け等



注:基板・電子部品、石炭灰については、その有害性によりパープル法上の有害物に該当するかどうか判断する

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

-<バーゼル条約> *-----*

- 有害廃棄物等の国内処理の原則
- ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ▶・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ●・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
 - ・移動書類の携帯等

[国内法の整備]

→ <特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律>

定 義 「特定有害廃棄物等」

条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等(廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。)として条約の規定に基づき締約国が指定したもの。

基本的事項の公表

経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。

(輸出の承認)

- ① 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
- ② 環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。
- ③ 経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ①の承認をしてはならないものとする。

(輸入の承認)

- ① 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
- ② 環境大臣は、必要がある場合には、経済 産業大臣に対し意見を述べることができる。

(移動書類)

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

(措置命令)

- ① 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

図5:特定有害廃棄物等を輸出するときの手続き

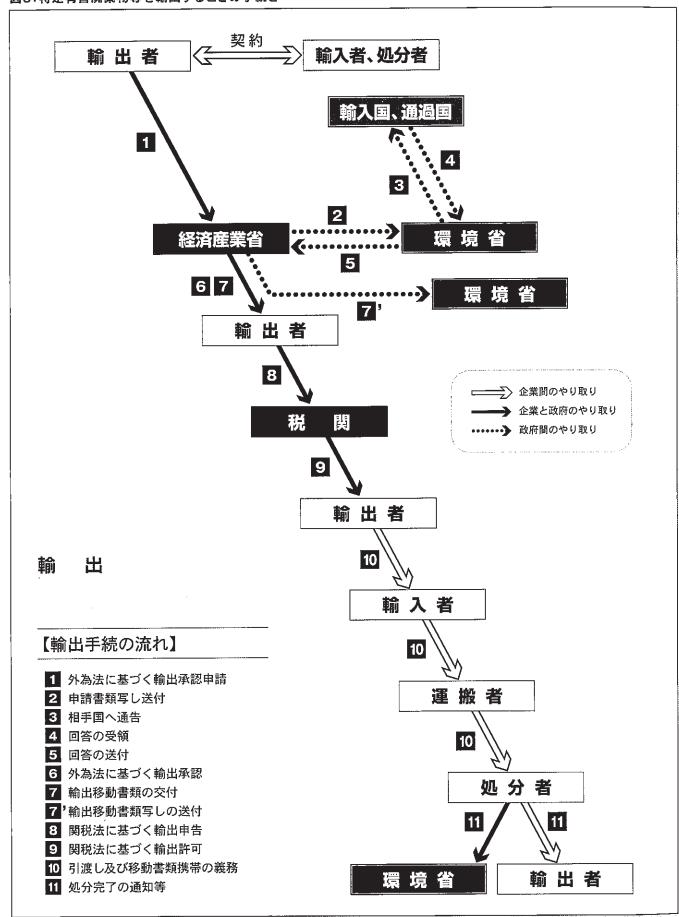
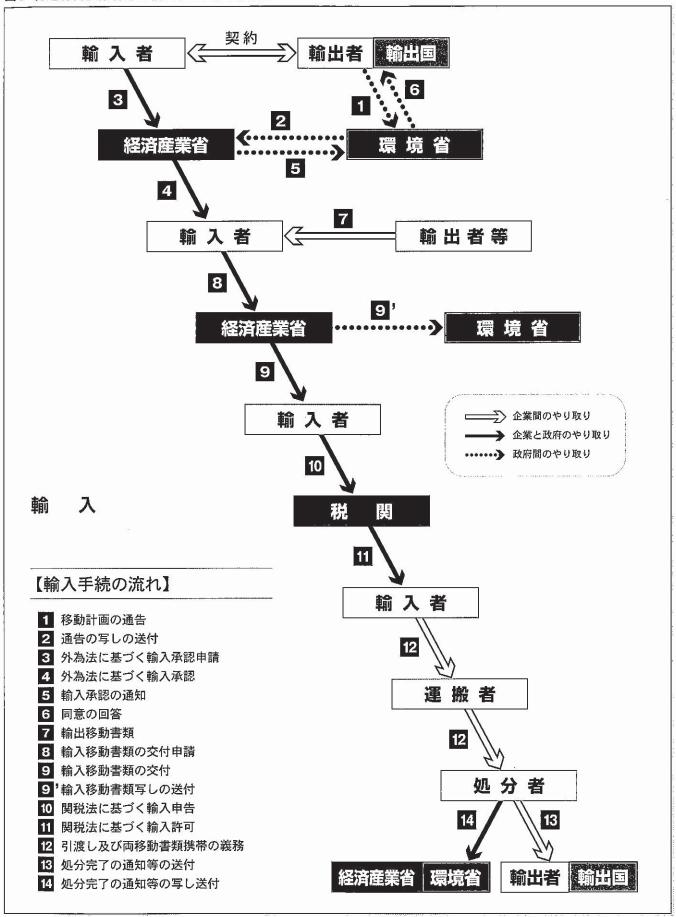


図6:特定有害廃棄物等を輸入するときの手続き



廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入規制等について

国内処理の原則:第2条の2

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

輸入

廃棄物の輸入の許可:第15条の4の5

- ○廃棄物の輸入には環境大臣の許可が必要 許可の基準
 - ・国内における廃棄物の処理に関する設備 及び技術に照らし、適正に処理されること
 - ・申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託 して適正に処理することができること
 - ・申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物の国内において処分することにつき相当の理由があること
- 輸入廃棄物の区分:第2条第4項第2号
 - ・輸入廃棄物は産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を 含む。) とする
- 輸入者の特例:第15条の4の6
 - ・廃棄物を輸入した者は当該廃棄物の排出事業者と みなす
 - →第 12 条、第 12 条の 2 等の規定に基づき事業者 として処理

輸 出

- 一般廃棄物の輸出の確認:第10条
- 産業廃棄物の輸出の確認:第15条の4の7
- ○廃棄物の輸出には環境大臣の確認が必要 確認の基準(①~③が必要。)
 - ①・国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正な国内 処理が困難であること 又は、
 - 輸出の相手国において再生利用される ことが確実であること
 - ②国内の処理基準を下回らない方法で処理 されることが確実であること
 - ③申請者が法的な処理責任を持った者 (一般廃棄物:市町村等、産業廃棄物: 排出事業者等)であること

報告の徴収:第18条第2項

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、(略)国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、(略)国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

立入検査:第19条第2項

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、(略)国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、(略)国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

※ 輸入廃棄物の処理については、国内発生産業廃棄物と同じく、処理基準に適合しない処理が行われた場合の**改善命令**、生活環境の保全上の支障の除去等を命ずる**措置命令**、さらには**罰則**の規定が適用される。

国と地方自治体等による「国立公園等の協働管理体制」について

環境省

1. 制度の目的

国立公園等の管理運営のビジョンや方針等について、広域的実施体制を含む地方自治体等の考え方を適切に反映し、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携したものとするため、国と地方自治体等による協働の管理運営体制を創設

2. 協議会の設置・運営

環境省地方環境事務所長、広域的実施体制の長、府県知事、市町村長等から構成される、ハイレベルで常設の協議会を設置し、一定の役割を付与

協議会の役割(案)

- ○国立公園の総合的・長期的な将来ビジョンの共有
- ○国立公園の保護管理、利用施設の整備・管理やエコツーリズムの方針等に関する提案



3. 各国立公園での具体的な取組

各国立公園の地域特性を踏まえた管理運営

・協議会の提案を踏まえて国立公園の管理運営の方針等を定め、地域固有の自然環境、歴史・ 文化、農林水産業等の魅力を活かした取組を協働で展開

《想定される活動例》

ジオパーク等との連携

・世界遺産やジオパーク認定等の自然の再評価をきっかけとする観光振興、エコツーリズムの活性化

迅速な利用施設の整備

・自然の保護と利用者の安全を確保しつつ、 地域の要望を踏まえた迅速な利用施設の 整備

獣害対策や自然再生等の実施

・環境省と地方自治体、地元団体との協働に よる、シカ等の獣害対策事業や劣化した自 然の再生事業等の実施

環境教育の推進

・地域の学校・NPOとの連携した環境教育の推進

4. 今後の進め方

- ・まずは、全国の複数の箇所においてモデル的に実施
- •その結果を踏まえ、全国展開に向けて、協働管理制度の法制化その他必要な措置を検討
- ・国指定鳥獣保護区、希少種の生息地等保護区、自然環境保全地域においても同様の取組を検討